



栃木県公報

令和元（2019）年
12月16日（月）
号 外
第 42 号

目 次

条 例

○栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定	3
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	6
○栃木県手数料条例及び栃木県県税条例の一部改正	10
○栃木県総合文化センター設置及び管理条例の一部改正	11
○栃木県安全で安心なまちづくり推進条例の一部改正	12
○都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正	13
○栃木県建築士審査会条例及び栃木県手数料条例の一部改正	14
○栃木県卸売市場条例の廃止	15

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定（栃木県条例第18号）

- 1 流域下水道事業の設置（第1条関係）
県は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置することとしました。
- 2 地方公営企業法の一部適用（第2条関係）
流域下水道事業に、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することとしました。
- 3 経営の基本（第3条関係）
流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととしました。
- 4 流域下水道の名称等（第4条関係）
流域下水道事業の用に供する施設（下水道法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区、処理する区域の存する市町及び計画下水量は、次のとおりとすることとしました。

名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町	1日当たり計画下水量 (単位立方メートル)
鬼怒川上流流域下水道	上流処理区	日光市	74,760
	中央処理区	宇都宮市、下野市及び河内郡上三川町	91,760
巴波川流域下水道	巴波川処理区	栃木市及び下都賀郡壬生町	53,310
北那須流域下水道	北那須処理区	大田原市及び那須塩原市	47,800
渡良瀬川下流流域下水道	大岩藤処理区	栃木市	22,870
	思川処理区	小山市及び下都賀郡野木町	24,340

- 5 重要な資産の取得及び処分（第5条関係）
予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とすることとしました。
- 6 議会の同意を要する賠償責任の免除（第6条関係）
流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とすることとしました。
- 7 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第7条関係）
流域下水道事業の業務に関し、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等は、負担付きの寄附又は贈与

の受領でその金額又はその目的物の価格が1,500万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円以上のものとする事としました。

8 業務状況説明書類の作成(第8条関係)

知事は、流域下水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの事業の概要等業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの事業の概要等業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない事としました。

9 施行期日等

(1) この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

(2) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 栃木県特別会計設置条例(第2条関係)

イ 栃木県流域下水道条例(題名、第1条及び第2条関係)

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第19号)

1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。

2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1及び別表第2関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例及び栃木県県税条例の一部改正(栃木県条例第20号)

1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(栃木県手数料条例別表第1及び栃木県県税条例第111条関係)

2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇栃木県総合文化センター設置及び管理条例の一部改正(栃木県条例第21号)

1 利用時間区分以外の時間等に施設を利用する場合における利用料金の基準額を改定することとしました。(別表第1関係)

2 この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県安全で安心なまちづくり推進条例の一部改正(栃木県条例第22号)

児童等の安全を確保するための地域における見守り等の促進を図るため、次のとおり改正することとしました。

1 県民等は、児童等の日常生活における安全を確保するため、地域において、児童等を見守ることその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする事としました。

2 地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等は、児童等の日常生活における安全を確保するため、地域住民と連携して、地域の実情に応じた犯罪の防止のための自主的な活動の推進その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする事としました。

3 児童等の保護者は、その監護に係る児童等の日常生活における安全を確保するため、必要な監護をするものとする事としました。

4 所要の規定の整備をすることとしました。(以上前文及び第15条関係)

5 この条例は、令和2(2020)年1月1日から施行することとしました。

◇都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正(栃木県条例第23号)

1 都市計画法施行令第25条第6号の技術的細目に定められた制限の緩和について環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない区域として知事が指定する市町村の区域(以下「指定区域」という。)内において行う開発行為については、公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとする事としました。

2 指定区域の指定は、市町村長の申出により行う事としました。(以上第1条の2関係)

3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県建築士審査会条例及び栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第24号)

建築士法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県建築士審査会条例関係

栃木県建築士審査会の委員の任期を定めることとしました。(第3条関係)

2 栃木県手数料条例関係

- (1) 二級建築士及び木造建築士の免許手数料の額を引き上げることとしました。
- (2) 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (3) 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県卸売市場条例の廃止（栃木県条例第25号）

- 1 卸売市場法の一部改正により、地方卸売市場等に関する事項について条例で定めることを要しなくなったことに伴い、栃木県卸売市場条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和2（2020）年6月21日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例
- 二 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県手数料条例及び栃木県県税条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 五 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例
- 六 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県建築士審査会条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 八 栃木県卸売市場条例を廃止する条例

令和元年十二月十六日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十八号

栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例

（流域下水道事業の設置）

第一条 県は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

（地方公営企業法の一部適用）

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項の規定に基づき、流域下水道事業に同条第二項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第三条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（流域下水道の名称等）

第四条 流域下水道事業の用に供する施設（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区、処理する区域の存する市町及び計画下水量は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町	一日当たり計画下水量 (単位立方メートル)
鬼怒川上流流域下水道	上流処理区	日光市	七四、七六〇
	中央処理区	宇都宮市、下野市及び河内郡上三川町	九一、七六〇
巴波川流域下水道	巴波川処理区	栃木市及び下都賀郡壬生町	五三、三一〇
北那須流域下水道	北那須処理区	大田原市及び那須塩原市	四七、八〇〇
渡良瀬川下流流域下水道	大岩藤処理区	栃木市	三二、八七〇

思川処理区	小山市及び下都賀郡野木町	二四、三四〇
-------	--------------	--------

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第六条 法第二十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万元以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第七条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が千五百万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が五百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第八条 知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- 一 事業の概要
- 二 経理の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(栃木県特別会計設置条例の一部改正)

2 栃木県特別会計設置条例(昭和三十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(特別会計の名称等) 第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。				(特別会計の名称等) 第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。			
名 称	事業の内容又は設置の理由	歳 入	歳 出	名 称	事業の内容又は設置の理由	歳 入	歳 出
略				略			
栃木県都市開発用地取	略	略	略	栃木県都市開発用地取	略	略	略

得事業特別会計				
得事業特別会計	栃木県流域下水道事業特別会計	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に規定する流域下水道の建設及び管理事業	国庫補助金、市町村等の負担金、一般会計繰入金、県債収入、附属諸収入	流域下水道建設費、流域下水道管埋費、県債償還金、一般会計繰出金及びその他の支出

- (栃木県流域下水道条例の一部改正)
- 3 栃木県流域下水道条例(昭和三十六年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前											
<p style="text-align: center;">流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。)第二十五条の十八第一項において準用する法第七条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準等を定めるものとする。</p> <p>第二条 削除</p>	<p style="text-align: center;">栃木県流域下水道条例</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第一条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。)第二十五条の十第一項の規定に基づき、流域下水道を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(名称等)</p> <p>第二条 流域下水道の名称、処理区及び処理する区域の存する市町は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 20%;">処理区</th> <th style="width: 65%;">処理する区域の存する市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鬼怒川上流流域下水道</td> <td>上流処理区</td> <td>日光市</td> </tr> <tr> <td>中央処理区</td> <td>宇都宮市、下野市及び河内郡上三川町</td> </tr> <tr> <td>巴波川流域下水道</td> <td>巴波川処理区</td> <td>栃木市及び下都賀郡壬生町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	処理区	処理する区域の存する市町	鬼怒川上流流域下水道	上流処理区	日光市	中央処理区	宇都宮市、下野市及び河内郡上三川町	巴波川流域下水道	巴波川処理区	栃木市及び下都賀郡壬生町
名称	処理区	処理する区域の存する市町										
鬼怒川上流流域下水道	上流処理区	日光市										
	中央処理区	宇都宮市、下野市及び河内郡上三川町										
巴波川流域下水道	巴波川処理区	栃木市及び下都賀郡壬生町										

北那須流域下水道	北那須処理区	大田原市及び那須塩原市
	大岩藤処理区	栃木市
渡良瀬川下流流域下水道	思川処理区	小山市及び下都賀郡野木町

(都市整備課)

栃木県条例第十九号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別表第一(第二条、第三条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一〇二十 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二十の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(九) 略</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>茂木町、 壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町、 那須町及び那珂川町</td> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(七) 略</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、茂木町、野木町、塩谷町</td> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一〇二十 略		二十の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(九) 略	<table border="1"> <tr> <td>茂木町、 壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町、 那須町及び那珂川町</td> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> </tr> </table>	茂木町、 壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町、 那須町及び那珂川町	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町	二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(七) 略	<table border="1"> <tr> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、茂木町、野木町、塩谷町</td> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> </tr> </table>	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、茂木町、野木町、塩谷町	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町	<p>別表第一(第二条、第三条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一〇二十 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二十の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(九) 略</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(七) 略</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一〇二十 略		二十の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(九) 略	<table border="1"> <tr> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> </tr> </table>	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町	二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(七) 略	<table border="1"> <tr> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> </tr> </table>	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町
一〇二十 略																					
二十の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(九) 略	<table border="1"> <tr> <td>茂木町、 壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町、 那須町及び那珂川町</td> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> </tr> </table>	茂木町、 壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町、 那須町及び那珂川町	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町																		
茂木町、 壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町、 那須町及び那珂川町	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町																				
二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(七) 略	<table border="1"> <tr> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、茂木町、野木町、塩谷町</td> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> </tr> </table>	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、茂木町、野木町、塩谷町	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町																		
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、茂木町、野木町、塩谷町	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町																				
一〇二十 略																					
二十の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(九) 略	<table border="1"> <tr> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> <td>壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町</td> </tr> </table>	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町																		
壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町	壬生町、 野木町、 塩谷町、 高根沢町及び那須町																				
二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〇(七) 略	<table border="1"> <tr> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> <td>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町</td> </tr> </table>	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町																		
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、下野市、野木町、壬生町、塩谷町																				

	町、高根 沢町、那須町及び 那珂川町
二十一〜三十四 略	
<p>三十五 栃木県景観条例(平成十五年栃木県条例第六号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) ち、</p> <p>(二) 次、</p> <p>略</p>	<p>市町(第一号に掲げる事務にあつては、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町及び那須町を除く。)</p>
<p>三十五の二 栃木県景観条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) ち、</p> <p>(六) 次、</p> <p>略</p>	<p>真岡市、大田原市、矢板市及び下野市</p>
三十五の三〜三十七の二 略	
<p>三十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第十七条第一項の規定による認定の申請の受理等</p> <p>(二) 法第十八条第一項の規定による認定の申請の受理等</p> <p>(三) 法第二十二條の二第一項の規定による認定の申請の受理等</p> <p>(四) 法第二十三條第一項の規</p>	略
	町、高根 沢町及び 那須町
二十一〜三十四 略	
<p>三十五 栃木県景観条例(平成十五年栃木県条例第六号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) ち、</p> <p>(二) 次、</p> <p>略</p>	<p>市町(第一号に掲げる事務にあつては、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町及び那須町を除く。)</p>
<p>三十五の二 栃木県景観条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) ち、</p> <p>(六) 次、</p> <p>略</p>	<p>真岡市、大田原市及び下野市</p>
三十五の三〜三十七の二 略	
<p>三十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)に基づく事務のうち、</p> <p>同法第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十三條第一項の規定による認定の申請の受理等</p>	略

定による認定の申請の受理等			
三十八の二・三十九 略	略	三十八の二・三十九 略	略
四十 国土交通省所管の国有財産(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第百条第一項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第八条第一項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第九十二条第一項の規定により不用物件となったものを含む。)で、県が管理するものに限る。)に係る事務のうち、次に掲げるもの (一) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。以下この項において「法」という。)第五条第六項 の規定による承認 (二) 法第四十八条第九項において準用する法第五条第六項の規定による承認 (三) 法第八十四条において準用する法第五条第六項の規定による承認 (四) 法第八十四条において準用する法第四十八条第九項において準用する法第五条第六項の規定による承認 (五) 法第八十五条第五項において準用する法第五条第六項の規定による承認 (六) 法第八十五条の二第五項において準用する法第五条第六項の規定による承認 (七) 法第八十五条の三第四項において準用する法第五条第六項の規定による承認 (八) 法第八十五条の三第十項	略	四十 国土交通省所管の国有財産(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第百条第一項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第八条第一項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第九十二条第一項の規定により不用物件となったものを含む。)で、県が管理するものに限る。)に係る事務のうち、次に掲げるもの (一) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五条第六項(同法第四十八条第九項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認	略

<p>において準用する法第五条第六項の規定による承認</p> <p>(九) 法第八十七条の二第十項において準用する法第五条第六項の規定による承認</p> <p>(十) 法第八十七条の三第七項において準用する法第五条第六項の規定による承認</p> <p>(十一) 法第八十八条第六項において準用する法第五条第六項の規定による承認</p> <p>(十二) 法第八十八条第十八項において準用する法第五条第六項の規定による承認</p> <p>(十三) 法第九十六条の二第七項において準用する法第五条第六項の規定による承認</p> <p>(十四) 法第九十六条の三第五項において準用する法第五条第六項の規定による承認</p> <p>(十五) (二十) 略</p>	<p>四十一・四十二 略</p>
--	------------------

<p>(二) (七) 略</p>	<p>四十一・四十二 略</p>
------------------	------------------

別表第二(第二条関係)

<p>一(四) 略</p> <p>五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) (七) 略</p> <p>(八) 法 第十八条ただし書の規定による許可</p> <p>(九) (二十三) 略</p> <p>(二十四) 省令第九条の十五の二の規定による認定</p>	<p>五の二(三十一) 略</p>
---	-------------------

別表第二(第二条関係)

<p>一(四) 略</p> <p>五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)</p> <p>及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) (七) 略</p> <p>(八) 法 第十六条ただし書及び第十八条ただし書の規定による許可</p> <p>(九) (二十三) 略</p>	<p>五の二(三十一) 略</p>
---	-------------------

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の三十八の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の四十の項の改正規定、別表第二の五の項の改正規定及び次項の規定 令和二年一

- 月一日
- 2 この条例(前項第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表第一の上欄及び別表第二に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の上欄に掲げる事務にあつては同表の下欄に掲げる市町村の長、新条例別表第二に掲げる事務にあつては宇都宮市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村長のした処分その他の行為又は当該市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- (行政改革推進室)

栃木県条例第二十号

栃木県手数料条例及び栃木県県税条例の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考</p> <p>一 この表中「<u>電子情報処理組織により受験願書を提出する場合</u>」とは、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合をい、その他の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</u></p> <p>二 略</p>	<p>別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考</p> <p>一 この表中「<u>電子情報処理組織により受験願書を提出する場合</u>」とは、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合をい、その他の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</u></p> <p>二 略</p>

(栃木県県税条例の一部改正)

第二条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第百十一条 <u>種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年栃木県条例第五号)</u></p>	<p>(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第百十一条 <u>種別割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年栃木県条例第五号)</u></p>

第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十二条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法施行規則第九条の十六に規定する方法により徴収することができる。

第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十二条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法施行規則第九条の十六に規定する方法により徴収することができる。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

（文書学事課）

栃木県条例第二十一号

栃木県総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県総合文化センター設置及び管理条例（平成三年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第9条関係）</p> <p>1 ホール、会議室等</p> <div data-bbox="255 1142 813 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の基準額は、30分につき<u>39,000円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額とする。</p> <p>5 略</p> <p>2 ギャラリー</p> <div data-bbox="255 1635 813 1702" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 やむを得ない理由により午前9時前又は午後7時後に利用する場合の利用料金の基準額は、30分につき<u>この表に定める額</u>に100分の6を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>別表第1（第9条関係）</p> <p>1 ホール、会議室等</p> <div data-bbox="852 1142 1410 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の基準額は、30分につき<u>14,800円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額とする。</p> <p>5 略</p> <p>2 ギャラリー</p> <div data-bbox="852 1635 1410 1702" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 やむを得ない理由により午前9時前又は午後7時後に利用する場合の利用料金の基準額は、30分につき<u>入場料を徴収しない場合の利用料金の基準額</u>に100分の6を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(県民文化課)

栃木県条例第二十二号

栃木県安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例

栃木県安全で安心なまちづくり推進条例(平成十七年栃木県条例第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>安全で安心して暮らせる社会の実現は、栃木県が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。</p> <p>私たちは、これまで、ふるさと栃木の豊かな自然の恵みの中、県民のたゆまぬ努力により、活力ある産業と多彩な文化をはぐくみながら発展してきた。</p> <p>しかしながら、近年、都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会的規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、次代の社会を担う児童等が犯罪に巻き込まれるなど、私たちの暮らしを脅かすに至っている。</p> <p>このような犯罪を防止するためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないように心がけ、安全で安心なまちづくりの担い手であることを自覚するとともに、日常生活において児童等を見守るなど、人と人とのきずなを大切にして、支え合い、助け合うことのできる家庭と地域社会を築いていくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、住む人にとつても、訪れる人にとつても、安全で安心な栃木県の実現を目指し、県民の総意として安全で安心なまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>安全で安心して暮らせる社会の実現は、栃木県が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。</p> <p>私たちは、これまで、ふるさと栃木の豊かな自然の恵みの中、県民のたゆまぬ努力により、活力ある産業と多彩な文化をはぐくみながら発展してきた。</p> <p>しかしながら、近年、都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会的規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、</p> <p>、私たちの暮らしを脅かすに至っている。</p> <p>このような犯罪を防止するためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないように心がけるとともに</p> <p>、人と人とのきずなを大切にして、支え合い、助け合うことのできる家庭と地域社会を築いていくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、住む人にとつても、訪れる人にとつても、安全で安心な栃木県の実現を目指し、県民の総意として安全で安心なまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。</p>
<p>第十四条 略</p> <p>(児童等の日常生活における安全の確保)</p> <p>第十五条 県民等は、児童等の日常生活における安全を確保するため、地域において、児童等を見守ることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等は、児童等の日常生活における安全を確保するため、地域住民と連携して、地域の実情に応じた犯罪の防止のための自主的な活動の推進その他の必要な措置を講</p>	<p>第十四条 略</p>

3 | ずるよう~~に努めるものとする。~~
 | 児童等の保護者は、その監護に係る児童等
 | の日常生活における安全を確保するため、必
 | 要な監護をするものとする。

第十六条～第二十三条 略

第十五条～第二十二條 略

附 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

(くらし安全安心課)

栃木県条例第二十三号

都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例(平成十五年栃木県条例第四十二号)の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す
る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第三十三條第三項及び第三十四條第十一号の規定に基づき、<u>開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(技術的細目に定められた制限の緩和)</p> <p>第一条の二 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「令」という。)第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和について環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない区域として知事が指定する市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び法第三十三条第六項に規定する事務処理市町村を除く。)の区域(以下この条において「指定区域」という。)内において行う開発行為については、同号の技術的細目に定められた制限のうち、同号に規定する開発区域の面積の最低限度は、一ヘクタールとする。</p> <p>2 指定区域の指定は、市町村長の申出により行うものとする。</p> <p>3 知事は、指定区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。</p> <p>4 指定区域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。</p> <p>5 前三項の規定は、指定区域の指定の解除について準用する。</p> <p>(指定区域)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第三十四條第十一号の規定に基づき、<u>市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(指定区域)</p>

第二条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域(以下この条において「指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であつて、原則として令

第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないもののうち、知事が指定するものとする。

一・二 略

2～7 略

第二条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域(以下この条において「指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であつて、原則として都市

計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないもののうち、知事が指定するものとする。

一・二 略

2～7 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

栃木県条例第二十四号

栃木県建築士審査会条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例

(栃木県建築士審査会条例の一部改正)

第一条 栃木県建築士審査会条例(平成二十六年栃木県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、三年とする。</p> <p>第四条 略</p>	<p>第二条 略</p> <p>第三条 略</p>

(栃木県手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第一(第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～四百六十一 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四百六十二 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第四条第三項又は第五項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許</td> <td>二万四千四百円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一～四百六十一 略		四百六十二 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第四条第三項又は第五項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	二万四千四百円	<p>別表第一(第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～四百六十一 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四百六十二 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第四条第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許</td> <td>一万九千三百円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一～四百六十一 略		四百六十二 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第四条第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	一万九千三百円
事 務	金 額												
一～四百六十一 略													
四百六十二 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第四条第三項又は第五項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	二万四千四百円												
事 務	金 額												
一～四百六十一 略													
四百六十二 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第四条第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	一万九千三百円												

四百六十二の二 建築士法(第四条第三項又は第五項の規定に基づく免許を受けていることの証明)	略	四百六十二の二 建築士法(第四条第二項又は第三項の規定に基づく免許を受けていることの証明)	略
四百六十二の三・四百六十二の四	略	四百六十二の三・四百六十二の四	略
四百六十三 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	一万八千五百円	四百六十三 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	一万七千九百円
四百六十四〜五百十七	略	四百六十四〜五百十七	略
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三項及び第四項の規定は、令和二年三月一日から施行する。

(栃木県建築士審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に栃木県建築士審査会の委員に任命されている者の任期については、なお従前の例による。

(栃木県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定の施行の日前に申請がなされている事務に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

4 前項に定めるもののほか、建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、第二条の規定の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの(沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号)第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。)又は木造建築士試験に合格したものに對する第二条の規定による改正後の栃木県手数料条例別表第一の四百六十二の項の規定の適用については、同項中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

(建築課)

栃木県条例第二十五号

栃木県卸売市場条例を廃止する条例

栃木県卸売市場条例(昭和四十六年栃木県条例第四十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経済流通課)